

令和8年度

地域振興調整費補助金

－（地域振興事業）のお知らせ－

群馬県桐生行政県税事務所

令和8年4月

1. 補助の対象となる条件（補助事業）

◆ 下記の①～④を満たし、振興局長が認めること

- ① 地域の振興や活性化・地域の課題解決・将来に向けた芽だし等を目的とする事業を実施すること
- ② 内容に**新規性（新たな試み等）を有する**事業を実施すること
- ③ 事業主体の規約が整備され、代表者や役員を置いていること
- ④ 事業主体の会計経理が明確かつ適正に行われていること（通帳管理等）

※上記を満たしていても、次のA、Bに該当する場合、補助の対象とはなりません。

- A) 県から補助金の交付決定を受ける前に、既に事業に着手している場合
- B) 県の他の補助金の交付を受ける場合

※市の補助金の交付を受ける場合は補助対象となります。

2. 補助の対象となる経費（補助対象経費）

◆ 桐生みどり振興局長が必要と認めた経費が補助対象経費となります。

※以下の経費は原則、補助対象経費とはなりません。

- ① 団体の恒常的な運営に係る経費（維持管理費、人件費等）
- ② 備品や食料の購入に係る経費

◆ 補助金額は原則、以下のとおりとなります。

- ① 補助対象経費の1/2（千円未満切捨て）以内
- ② 原則として**上限40万円**

「実施したいイベント・講演会がある」等検討中の事業がございましたら、まずは、下記お問合せ先まで御連絡をお願いいたします。

◆お問合せ 群馬県桐生行政県税事務所総務振興係

電話：0277-54-4482

メール：kirigyoun@pref.gunma.lg.jp